

みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務 企画提案募集要領

本企画提案募集要領は、宮城県が発注する「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公平性・透明性を確保するため、公募型プロポーザル方式により広く企画の提案を求めるとともに、優れた企画を提案し最も適格と判断される委託候補者を総合的な審査により選定するため、必要な事項を次のとおり定める。

1 業務内容等

(1) 業務名 みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務

(2) 目的

宮城県（以下「県」という。）が運営する水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業は、収益の減少、更新需要の増加等により厳しい事業環境が予測されることから、安定的な事業継続に向けて経営基盤の強化を図る必要がある。

このため、県では、上工下水3事業に公共施設等運営権制度を活用し、民間活力を最大限に活用することにより、経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を実現する3事業一体による官民連携運営方式「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」（以下「本事業」という。）の導入を目指している。

本業務は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく実施方針（案）の策定及び募集要項（案）の作成等を行うとともに、財務、法務及び技術等の専門知識の提供、民間事業者の公募のための資料作成及び民間事業者の選定・契約に係る一連の支援を行うことにより、県が実施する本事業の効果的なスキームの構築及び確実な導入を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」による。

(4) 履行期間

契約締結日から平成33年（2021年）3月31日（水）まで

(5) 業務委託上限額

299,220千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(4) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

(5) 過去5年間に、国、地方公共団体及び国出資法人におけるPFI事業に関する支援業務（本業務と同種の業務）について、管理・総括的立場（元請または共同提案における代表者に該当）で履行した実績を有すること。

(6) 上記（1）から（5）までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）から（4）までを満たさなければならない。また、県は代表者のみと委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託

契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 平成30年12月21日（金） |
| (2) 企画提案書作成等に関する
質問の受付期限 | 平成31年 1月 7日（月）正午まで（必着） |
| (3) 上記（2）に対する回答 | 平成31年1月 9日（水）までに回答 |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 平成31年1月11日（金）正午まで（必着） |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 平成31年1月15日（火） |
| (6) 上記（5）で参加資格なし
とされた場合の理由に対す
る質問受付期限 | 平成31年1月17日（木）正午まで（必着） |
| (7) 上記（6）の回答通知 | 平成31年1月21日（月） |
| (8) 企画提案書の提出期限 | 平成31年1月23日（水）正午まで（必着） |
| (9) 企画提案書のプレゼン
テーション審査 | 平成31年2月4日（月）〔予定〕 |
| (10) 選定結果の公表 | 平成31年2月13日（水）までに公表 |
| (11) 業務委託契約の締結 | 平成31年2月22日（金）までに締結 |

4 企画提案書作成等に関する質問受付及び回答

- (1) 受付期限 平成31年1月7日（月）正午まで（必着）

- (2) 質問方法

様式1（質問書）を用いて、電子メールにより下記宛先に提出すること。

【宛先】宮城県企業局水道経営管理室

電子メール宛先：suikan-kaikaku@pref.miyagi.lg.jp

※電話や口頭、受付期限を過ぎてからの質問は受け付けない。

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、平成31年1月9日（水）までに水道経営管理室ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 参加表明書の提出及び参加資格確認の結果通知

- (1) 提出書類 様式2（参加表明書）、様式3（宣誓書）

※業務実績を添付すること。

※共同提案により参加する場合は、全ての共同提案事業者が様式3を提出すること。

- (2) 提出期限 平成31年1月11日（金）正午まで（必着）

- (3) 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合、受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、封筒に「参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

- (4) 提出先 宮城県企業局水道経営管理室

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁 行政庁舎15階南側

- (5) 参加確認の結果 平成31年1月15日（火）までに参加確認の結果を様式4（参加資格

確認結果通知書)によりファックスにて通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、県に対して平成31年1月17日(木)正午までに下記宛先の電子メールにより、その理由を求めることができる。(任意様式)

【宛先】宮城県企業局水道経営管理室

電子メール宛先：suikan-kaikaku@pref.miyagi.lg.jp

※電話や口頭、受付期限を過ぎてからの質問は一切受け付けません。

- (6) 留意事項 参加資格がない者又は参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けません。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- イ 様式5 (企画提案提出書) 1部
- ロ 様式6 (企画提案書) 10部 (うち9部は写し)
- ハ 様式7 (経費見積書) 10部 (うち9部は写し)
- ニ 様式8 (業務工程表) 10部 (うち9部は写し)
- ホ CD (プレゼンテーション用の電子データ, PowerPoint 2016形式) 1枚

(2) 提出期限 平成31年1月23日(水)正午まで(必着)

(3) 提出先及び提出方法

- イ 提出先 宮城県企業局水道経営管理室
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁 行政庁舎15階南側
- ロ 提出方法 持参又は郵便等による。

(4) 企画提案書の記載事項等

別紙1「企画提案書等作成要領」のとおりとする。

(5) その他

- イ 提出後の変更
原則として、提出後の書類の差し替え、変更及び取消しは認めない。
- ロ 取下げ
企画提案書の提出を取り下げる場合には、速やかに様式9(取下願)を提出する。

7 企画提案書の審査及び選定

(1) 審査方法

イ 提出された企画提案書等を用いて、次の(イ)から(ホ)までのとおり応募者によるプレゼンテーション及び「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務公募型プロポーザル方式選定委員会」の委員(以下「選定委員」という。)によるヒアリング(質疑応答)により、審査する。

(イ) 開催日 平成31年2月4日(月)〔予定〕

(ロ) 開催場所 宮城県庁内(仙台市青葉区本町三丁目8番1号)

※開始時間及び開催場所は、様式4(参加資格確認結果通知書)にて通知する。

(ハ) 審査時間 1者につき、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング(質疑応答)15分以内として実施する。

(ニ) 審査方法 出席者は1者につき4名までとし、追加資料の持ち込みは認めない。審査は、県が用意したパソコン(使用ソフト:PowerPoint 2016)及びプロジェクタ等を使用したプレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)によ

るものとする。

(ホ) その他 プレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）は非公開とする。また、応募書類に虚偽の記載があった場合及び応募手続を遵守しないと認める場合は、当該応募者を失格とする。

ロ 審査に当たっては、各選定委員が、(2)の評価項目ごとに得点を付与し、全選定委員の得点を合計して、その総和である総合得点が満点の6割以上である者のうち、総合得点が最高点を付けた委員数が最も多い者を契約予定者として決定する。

ハ 最高点を付けた委員数が最も多い者が2者以上いる場合は、総合得点が最も高い者を契約予定者として決定し、総合得点も同一の場合は、評価項目「企画提案内容」の総得点数が最も高い者を契約予定者とする。

ニ 見積金額が委託上限額を超えた場合、評価の対象としない。

(2) 評価項目

別紙2「評価項目」のとおりとする。

(3) 審査結果の公表

契約予定者の決定後、県が定める入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）により公表する。その方法は、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表するが、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できない形式とする。

なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領及び仕様書に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）

ハ (1)に掲げるプレゼンテーションに参加しなかった場合

ニ 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合

へ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(5) その他

イ (1)により決定された者が辞退した場合は、総合得点が次点の者を契約予定者として決定する。

ロ 企画提案書の受理後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約の締結等

(1) 仕様書

契約に用いる仕様書は、県と契約予定者との協議の上、決定することとする。

(2) 契約締結

県が財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、契約予定者と別途見積り合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

(3) 契約に関する条件等

イ 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。又、媒体間の連携や関係機関へ

の提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

ロ 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。又、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

ハ 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

9 補足説明資料

次の資料を参考とすること。

(1) 宮城県企業局新水道ビジョン

掲載先 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyو/newvision.html>

(2) 企業局水道事業経営管理戦略プラン及び企業局新経営計画

掲載先 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyو/purantokeieikeikaku.html>

(3) 第4回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会検討会資料

掲載先 <http://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/kentokai4.html>

(4) 本事業に関する調査結果報告書

（「みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査」及び「上工下水デューデリアルジェンス調査」）

掲載先 <http://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/fsddkekka.html>

(5) 企業局会計決算書

掲載先 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyو/kessantop.html>

(6) 流域下水道維持管理年報

掲載先 <https://www.pref.miyagi.jp/site/sab/list1796-5263.html>

10 その他

(1) 提出された書類の一切は、原則として返却しない。

(2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(4) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

(5) 県は、企画提案に関する公表及びその他県が必要と認めるときは、企画提案書を無償で使用することができるものとする。

(6) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取りやめることがある。

(7) 本業務の実施に関して、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定する。又、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(8) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

(9) 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

- (10) 本業務において訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (11) 本業務の受注者（再委託企業も含む。）は、本事業を PFI 法第7条に基づく特定事業として選定した場合、同法第8条に定める民間事業者の選定に参加しようとする参加企業、参加企業グループの一員又は協力者のいずれの立場でも参加することはできない。又、本業務の受注者と資本、人事面等において関連を有すると認められるものについても同様とする。

11 問合せ先

宮城県企業局水道経営管理室水道経営改革推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-3430 ファックス 022-211-3499

電子メール：suikan-kaikaku@pref.miyagi.lg.jp